

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	南九州市 公営住宅管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、公営住宅管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和7年6月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理関係事務
②事務の概要	公営住宅法等に基づき、公営住宅等を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 ①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の申請・各種(減免・同居承認・入居承継等)所得情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27、93の項 南九州市行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認することを遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者本人からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-1-②事務の概要	公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。	公営住宅法等に基づき、公営住宅等を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。	事後	
平成28年9月12日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19項	番号法第9条第1項 別表第一 19項, 61の2項 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1項	事後	
平成28年9月12日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 31項	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号, 第15号 別表第二 31, 85の2の項	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	建築住宅課長 楠元 章一	建築住宅課長 下野 浩巳	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	建築住宅課長 下野 浩巳	建築住宅課長	事後	項目名修正による変更
平成31年4月22日	IVリスク対策		9項目の追加	事後	
令和4年4月1日	I-5-①部署	建築住宅課	都市政策課	事後	項目名修正による変更
令和4年4月1日	I-5-②所属長	建築住宅課長	都市政策課長	事後	項目名修正による変更
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号, 第15号 別表第二 31, 85の2の項	番号法第19条第8号, 第15号 別表第二 31, 85の2の項	事後	番号法の改正
令和7年4月1日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19項, 61の2項 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1項	番号法第9条第1項 別表 27, 93の項 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1項	事後	番号法の改正
令和7年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号, 第15号 別表第二 31, 85の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53, 124の項	事後	番号法の改正
令和7年4月1日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年4月1日	IV-8判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認することを遵守している。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年4月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加
令和7年4月1日	IV-11当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年4月1日	IV-11判断の根拠		対象者本人からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	事後	様式変更に伴う追加